

令和7年第2回

多摩市議会定例会議案

多 摩 市

多摩市告示第305号

令和7年第2回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和7年5月22日

多摩市長 阿部裕行

記

1 日 時 令和7年6月5日（午前10時）

2 場 所 多摩市役所議場

令和6年度多摩市継続費繰越計算書

一般会計

(単位:円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	国都支出金	特定財源 地方債
02	総務費	コミュニティセンター改修事業 990 (桜ヶ丘コミュニティセンター改修工 事基本・実施設計業務委託料)	27,770,000	0	2,200,000	2,200,000	0	2,200,000	2,200,000	0	0	0
10	教育費	小学校施設整備事業 579 (大松台小学校改修工事)	1,332,600,000	188,347,000	0	188,347,000	0	188,347,000	34,585,000	62,262,000	91,500,000	0
10	教育費	中学校施設整備事業 607 (鶴牧中学校改修工事監理業務委 託料)	37,900,000	23,500,000	0	23,500,000	19,800,000	3,700,000	3,700,000	0	0	0
10	教育費	中学校施設整備事業 607 (鶴牧中学校改修工事)	1,296,100,000	655,746,000	149,341,000	805,087,000	680,800,000	124,287,000	33,618,000	33,769,000	56,900,000	0
	合	計	2,694,370,000	867,593,000	151,541,000	1,019,134,000	700,600,000	318,534,000	74,103,000	96,031,000	148,400,000	0

令和7年6月5日提出

多摩市長 阿部 裕 行

令和6年度多摩市繰越明許費繰越計算書

一般会計

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源	内訳	
					国都支出金	地方債	その他	
03	民生費	891	817,772,000	816,481,103	0	816,481,103	0	0
		009	1,080,000	1,080,000	0	1,080,000	0	0
09	消防費	516	4,934,000	4,934,000	0	2,466,000	0	2,468,000
10	教育費	607	7,482,000	7,482,000	0	2,159,000	0	5,323,000
合計			831,268,000	829,977,103	0	822,186,103	0	7,791,000

令和7年6月5日提出

多摩市長 阿部裕行

第40号議案

大松台小学校改修工事の請負契約の締結についての議決事項の一部変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年6月5日

提出者 多摩市長 阿部 裕 行

提案理由

令和7年第1回多摩市議会定例会において議決を経た大松台小学校改修工事の請負契約の締結について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 件 名 | 大松台小学校改修工事 |
| 2 契約の相手方 | 多摩市落川1251番地
朝倉・イワヲ建設共同企業体 株式会社朝倉組
代表取締役 朝倉 泰成 |
| 3 契 約 金 額 | 変更前 <u>金773,520,000円</u>
変更後 <u>金784,806,000円</u> |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用） |

変更の理由

令和7年3月1日以降に契約を行った工事に係る契約のうち、令和6年度公共工事設計労務単価を用いて予定価格を積算した工事の契約について、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づき、契約金額を変更するものである。

第 4 1 号議案

大松台小学校改修に伴う電気設備工事の請負契約の締結についての
議決事項の一部変更について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 5 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

令和 7 年第 1 回多摩市議会定例会において議決を経た大松台小学校改修に伴う電気設備工事の請負契約の締結について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年多摩市条例第 9 号）第 2 条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 件 名 | 大松台小学校改修に伴う電気設備工事 |
| 2 契約の相手方 | 多摩市永山六丁目 2 番地 9 - 1 0 6
デジタル・日本電力建設共同企業体
デジタル産業株式会社
代表取締役 秋山 秀浩 |
| 3 契 約 金 額 | <u>変更前 金 2 3 8 , 7 0 0 , 0 0 0 円</u>
<u>変更後 金 2 4 3 , 8 8 1 , 0 0 0 円</u> |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第 2 3 4 条第 1 項適用） |

変更の理由

令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を行った工事に係る契約のうち、令和 6 年度公共工事設計労務単価を用いて予定価格を積算した工事の契約について、令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づき、契約金額を変更するものである。

第42号議案

鶴牧中学校改修工事の請負契約の締結についての議決事項の一部変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年6月5日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

令和6年第1回及び令和6年第2回多摩市議会定例会において議決を経た鶴牧中学校改修工事の請負契約の締結について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 件 名 | 鶴牧中学校改修工事 |
| 2 契約の相手方 | 多摩市落川1251番地
朝倉・イワヲ建設共同企業体 株式会社朝倉組
代表取締役 朝倉 泰成 |
| 3 契 約 金 額 | <u>変更前 金612,568,000円</u>
<u>変更後 金617,077,120円</u> |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用） |

変更の理由

技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、令和7年3月1日が工期内にある工事に係る契約のうち、残工事期間が2ヶ月以上ある工事の契約について、契約金額を令和7年4月1日の賃金水準及び物価水準に基づき算定した額に変更する措置の実施に伴い、契約金額を変更するものである。

第43号議案

鶴牧中学校改修に伴う電気設備工事の請負契約の締結についての
議決事項の一部変更について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年6月5日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

令和6年第1回及び令和6年第2回多摩市議会定例会において議決を経た鶴牧中学校改修に伴う電気設備工事の請負契約の締結について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 件 名 | 鶴牧中学校改修に伴う電気設備工事 |
| 2 契約の相手方 | 多摩市鶴牧二丁目23番地7
日本電力・井上建設共同企業体
株式会社日本電力サービス
代表取締役 横倉 利隆 |
| 3 契約金額 | <u>変更前 金208,351,000円</u>
<u>変更後 金211,827,440円</u> |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用） |

変更の理由

技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、令和7年3月1日が工期内にある工事に係る契約のうち、残工事期間が2ヶ月以上ある工事の契約について、契約金額を令和7年4月1日の賃金水準及び物価水準に基づき算定した額に変更する措置の実施に伴い、契約金額を変更するものである。

第 4 4 号議案

令和 7 年度更新用 G I G A 端末（教員分）購入契約の締結について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 5 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年多摩市条例第 9 号）第 3 条の規定により議会の議決に付する。

記

- 1 契約の目的 市内小・中学校において教員が使用する教育用端末を更新するための端末及び付属機器の購入
- 2 契約の相手方 東京都立川市曙町二丁目 1 2 番地 1
リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部
西東京支社 西東京 L A 営業部
部長 吉良 一浩
- 3 契約金額 金 4 8 , 7 7 7 , 3 0 0 円
- 4 契約の方法 指名競争入札（地方自治法施行令第 1 6 7 条第 3 号適用）

（参考）

- 1 種類及び数量 教員用タブレット及び付属機器 9 0 0 台
- 2 契約期間 契約締結の日から令和 7 年 1 0 月 3 1 日まで
- 3 財 源 一般財源

第45号議案

損害賠償の和解について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年6月5日

提出者 多摩市長 阿部 裕 行

提案理由

この議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、提出するものである。

記

1 和解の内容

- (1) 多摩市と相手方Aは、本件コンクリート境界杭による車両破損のため、相手方に金1,001,000円の損害額が生じたことを確認する。
- (2) 多摩市と相手方Aは、本件自動車事故において、双方に過失があり、その割合は、多摩市50パーセント、相手方A50パーセントとし、前項の車両破損の損害賠償債務として、多摩市は、相手方Aに対し金500,500円の支払義務のあることを相互に確認する。
- (3) 多摩市は、相手方Aに対し、前項による債務金500,500円を支払う。
- (4) 多摩市と相手方Aの間には、本件事案に関して、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

2 和解の相手方

東京都八王子市松木

A

3 和解の理由

令和4年1月17日、相手方より、多摩市唐木田において多摩市が管理するコンクリート境界杭による車両破損が発生している旨の申し出があり、現場にて破損状況を確認した結果、コンクリート境界杭が原因であることが判明した。

この事故により、相手方の車両破損の損害額の負担について和解する必要があるため。

第46号議案

多摩市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年6月5日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

多摩市教育委員会委員比田井秀美氏が、令和7年6月30日をもって退任することに伴い、本案を提出する。

記

氏名	住所	生年月日
中馬 幸代		

第 4 7 号議案

多摩市監査委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市監査委員（議員のうちから選任される者）に選任したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 5 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

多摩市監査委員（議員のうちから選任される者）荒谷 隆見氏が、令和 7 年 6 月 1 1 日をもって辞職することに伴い、本案を提出する。

記

氏 名	住 所	生年月日
橋本 由美子		

第48号議案

多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年6月5日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市市税条例の一部を改正する条例

多摩市市税条例（昭和40年多摩市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を多摩市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下である

ものに限る。) 」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第10条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあって

は、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
 - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
 - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第10条の3の改正規定 公布の日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定
令和8年4月1日
- (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の多摩市市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個

人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和 8 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 3 6 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき新条例第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出する新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の多摩市市税条例（以下「旧条例」という。）第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 第 4 条 次項に定めるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 3 0 日までの間に、多摩市市税条例第 9 2 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 9 4 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
 - (1) 多摩市市税条例第 9 4 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0. 5 を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に

0. 5 を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

第 4 9 号議案

多摩市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 5 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市立保育所条例の一部を改正する条例

多摩市立保育所条例（昭和 4 6 年多摩市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「（以下「保育園」という。）」を削る。

第 3 条中「保育園の」を「多摩市の設置する保育所（以下「保育園」という。）の」に改める。

第 5 条及び第 6 条ただし書中「市の設置する」を削る。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1（第 6 条関係）

特定教育・保育施設で行われる保育に係る利用者負担額表（保育標準時間）

各月初日に在籍している子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額、単位：円）
階層区分	世帯区分	
A	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付受給世帯	0
B	市町村民税非課税世帯	0
C 1	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	0

C 2	所得割の額	1円以上 24,300円未満	0
C 3	所得割の額	24,300円以上 48,600円未満	0
D 1	所得割の額	48,600円以上 60,700円未満	0
D 2	所得割の額	60,700円以上 72,800円未満	0
D 3	所得割の額	72,800円以上 84,900円未満	0
D 4	所得割の額	84,900円以上 97,000円未満	0
D 5	所得割の額	97,000円以上 115,000円未満	0
D 6	所得割の額	115,000円以上 133,000円未満	0
D 7	所得割の額	133,000円以上 151,000円未満	0
D 8	所得割の額	151,000円以上 169,000円未満	0
D 9	所得割の額	169,000円以上 187,000円未満	0
D 10	所得割の額	187,000円以上 206,000円未満	0
D 11	所得割の額	206,000円以上 225,000円未満	0
D 12	所得割の額	225,000円以上 244,000円未満	0
D 13	所得割の額	244,000円以上 263,000円未満	0
D 14	所得割の額	263,000円以上 282,000円未満	0
D 15	所得割の額	282,000円以上 301,000円未満	0

D 16	所得割の額 301,000円以上 333,000円未満	0
D 17	所得割の額 333,000円以上 365,000円未満	0
D 18	所得割の額 365,000円以上 397,000円未満	0
D 19	所得割の額 397,000円以上	0

別表第1備考中4の項を削り、5の項を4の項とする。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

特定教育・保育施設で行われる保育に係る利用者負担額表（保育短時間）

各月初日に在籍している子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額、単位：円）
階層区分	世帯区分	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0
B	市町村民税非課税世帯	0
C 1	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	0
C 2	所得割の額 1円以上 24,300円未満	0
C 3	所得割の額 24,300円以上 48,600円未満	0
D 1	所得割の額 48,600円以上 60,700円未満	0
D 2	所得割の額 60,700円以上 72,800円未満	0
D 3	所得割の額 72,800円以上 84,900円未満	0

D 4	所得割の額	84,900円以上 97,000円未満	0
D 5	所得割の額	97,000円以上 115,000円未満	0
D 6	所得割の額	115,000円以上 133,000円未満	0
D 7	所得割の額	133,000円以上 151,000円未満	0
D 8	所得割の額	151,000円以上 169,000円未満	0
D 9	所得割の額	169,000円以上 187,000円未満	0
D 10	所得割の額	187,000円以上 206,000円未満	0
D 11	所得割の額	206,000円以上 225,000円未満	0
D 12	所得割の額	225,000円以上 244,000円未満	0
D 13	所得割の額	244,000円以上 263,000円未満	0
D 14	所得割の額	263,000円以上 282,000円未満	0
D 15	所得割の額	282,000円以上 301,000円未満	0
D 16	所得割の額	301,000円以上 333,000円未満	0
D 17	所得割の額	333,000円以上 365,000円未満	0
D 18	所得割の額	365,000円以上 397,000円未満	0
D 19	所得割の額	397,000円以上	0

別表第2備考中4の項を削り、5の項を4の項とする。

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。

第 5 0 号議案

多摩市特定教育・保育に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 5 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市特定教育・保育に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

多摩市特定教育・保育に係る利用者負担に関する条例（平成 2 6 年多摩市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業で行われる保育に係る利用者負担額基準額表（保育標準時間）

各月初日に在籍している子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の基準額（月額、単位：円）
階層区分	世帯区分	
A	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付受給世帯	0
B	市町村民税非課税世帯	0
C 1	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	0

C 2	所得割の額	1円以上 24,300円未満	0
C 3	所得割の額	24,300円以上 48,600円未満	0
D 1	所得割の額	48,600円以上 60,700円未満	0
D 2	所得割の額	60,700円以上 72,800円未満	0
D 3	所得割の額	72,800円以上 84,900円未満	0
D 4	所得割の額	84,900円以上 97,000円未満	0
D 5	所得割の額	97,000円以上 115,000円未満	0
D 6	所得割の額	115,000円以上 133,000円未満	0
D 7	所得割の額	133,000円以上 151,000円未満	0
D 8	所得割の額	151,000円以上 169,000円未満	0
D 9	所得割の額	169,000円以上 187,000円未満	0
D 10	所得割の額	187,000円以上 206,000円未満	0
D 11	所得割の額	206,000円以上 225,000円未満	0
D 12	所得割の額	225,000円以上 244,000円未満	0
D 13	所得割の額	244,000円以上 263,000円未満	0
D 14	所得割の額	263,000円以上 282,000円未満	0
D 15	所得割の額	282,000円以上 301,000円未満	0

D 16	所得割の額 301,000円以上 333,000円未満	0
D 17	所得割の額 333,000円以上 365,000円未満	0
D 18	所得割の額 365,000円以上 397,000円未満	0
D 19	所得割の額 397,000円以上	0

別表第1備考中4の項を削り、5の項を4の項とする。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業で行われる保育に係る利用者負担額基準額表（保育短時間）

各月初日に在籍している子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の基準額（月額、単位：円）
階層区分	世帯区分	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0
B	市町村民税非課税世帯	0
C 1	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	0
C 2	所得割の額 1円以上 24,300円未満	0
C 3	所得割の額 24,300円以上 48,600円未満	0
D 1	所得割の額 48,600円以上 60,700円未満	0
D 2	所得割の額 60,700円以上 72,800円未満	0
D 3	所得割の額 72,800円以上 84,900円未満	0

D 4	所得割の額	84,900円以上 97,000円未満	0
D 5	所得割の額	97,000円以上 115,000円未満	0
D 6	所得割の額	115,000円以上 133,000円未満	0
D 7	所得割の額	133,000円以上 151,000円未満	0
D 8	所得割の額	151,000円以上 169,000円未満	0
D 9	所得割の額	169,000円以上 187,000円未満	0
D 10	所得割の額	187,000円以上 206,000円未満	0
D 11	所得割の額	206,000円以上 225,000円未満	0
D 12	所得割の額	225,000円以上 244,000円未満	0
D 13	所得割の額	244,000円以上 263,000円未満	0
D 14	所得割の額	263,000円以上 282,000円未満	0
D 15	所得割の額	282,000円以上 301,000円未満	0
D 16	所得割の額	301,000円以上 333,000円未満	0
D 17	所得割の額	333,000円以上 365,000円未満	0
D 18	所得割の額	365,000円以上 397,000円未満	0
D 19	所得割の額	397,000円以上	0

別表第2備考中4の項を削り、5の項を4の項とする。

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。

第 5 1 号議案

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 5 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部
を改正する条例

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例（昭和 4 6 年多摩市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表民間保育所補助事業の部に次のように加える。

保育所土地賃借料 補助金	土地を賃借して運営する保育所のうちその事情を勘案して市長が特に支援の必要があると認めるものに係る当該土地の賃借料について、当該賃借料を上限として当該土地の公租公課に相当する額
-----------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

第 5 2 号議案

多摩市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 5 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

多摩市子ども・子育て会議設置条例（平成 2 5 年多摩市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

多摩市子ども・若者・子育て会議設置条例

第 1 条中「多摩市子ども・子育て会議」を「多摩市子ども・若者・子育て会議」に改める。

第 3 条第 3 号中「その他の」を「その他」に改める。

第 4 条中「1 5 人」を「1 0 人」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 子ども・子育て支援その他こども施策に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援その他こども施策に関する業務を行う法人又は組織に属する者
- (3) 多摩市立小中学校の教員
- (4) 公募による市民

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の委員のほか、特別の事項を審議させる必要があると認めるときは、審議会に事業主を代表する者、労働者を代表する者、子どもの保護者その他の者を臨時委員として置くことができる。

第 7 条第 3 項中「委員」の次に「及び臨時委員」を加え、同条第 4 項中「出席委員」を「出席した委員及び臨時委員」に改める。

第 1 0 条を第 1 1 条とする。

第 9 条中「審議会」の次に「及び部会」を加え、同条を第 1 0 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(部会)

第9条 会長は、専門的事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、審議会に部会を設置することができる。

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

第53号議案

多摩市西永山福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年6月5日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市西永山福祉施設条例の一部を改正する条例

多摩市西永山福祉施設条例（平成30年多摩市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表介護保険事業施設の項中「186,400円」を「223,600円」に改め、同表第1障害福祉サービス事業施設の項中「104,600円」を「99,500円」に改め、同表第2障害福祉サービス事業施設の項中「95,800円」を「91,100円」に改め、同表第3障害福祉サービス事業施設の項及び第4障害福祉サービス事業施設の項中「129,500円」を「123,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定による使用料は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の事業施設の使用について適用し、施行日前の事業施設の使用については、なお従前の例による。

第54号議案

多摩市営駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年6月5日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市営駐輪場条例の一部を改正する条例

多摩市営駐輪場条例（平成8年多摩市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「及び設置」を削る。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第5号中「自転車等」を「自転車、原動機付自転車」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「市」を「多摩市（以下「市」という。）」に改め、同号を同条第5号とする。

第4条中「前条の駐輪場」を「駐輪場ごと」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第5条中「、有料自転車等駐輪場」を削り、同条第3号中「利用料金」を「有料駐輪場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改める。

第8条中「1箇月、3箇月又は6箇月」を「月」に改める。

第13条第1項第2号中「第18条第2項に規定する有料駐輪場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」を「利用料金」に改め、同条第4項中「に規定する告示」を「の規定による告示の」に改める。

第19条第1項第2号中「心身障害者等で」を「心身障がい者等であって」に改め、同条第2項中「前条の」を削る。

第22条第1項中「第13条第2項」を「第13条」に改める。

別表第2中	永山駅駐輪場	有料自転車等駐輪場	を
	多摩センター駅東駐輪場		
	多摩センター駅西駐輪場	有料自動二輪車等駐輪場	

永山駅駐輪場	有料自動二輪車等駐輪場
多摩センター駅東駐輪場	
多摩センター駅西駐輪場	

に改める。

別表第3中「午前零時」を「午前0時」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第18条関係）

1 定期利用

種別	単位	利用料金上限額
自転車	1か月	2,200円
原動機付自転車		4,400円
自動二輪車		6,600円

備考 1か月を超える月数の定期利用に係る利用料金上限額は、月数にこの表の利用料金上限額を乗じて得た額とする。

2 一時利用

種別	単位	利用料金上限額
自転車	1回	110円
原動機付自転車		220円
自動二輪車		330円

備考

- 1 自動精算機により利用料金を納付する駐輪場において、この表を適用する場合は、「1回」とは「1回の利用時間が2時間を超える場合」とする。
- 2 指定管理者は、利用料金上限額を限度として、規則で定める回数利用券を発行することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受ける利用（施行日の午前3時までの一時利用（自動精算機により利用料金を納付する場合に限る。以下同じ。）を除く。）に係る利用料金について適用し、施行日前に許可を受けた利用及び施行日の午前3時までの一時利用に係る利用料金については、なお従前の例による。